

入札ボンド・履行ボンドの電子化に 関するアンケート調査の結果について

第三回 入札ボンド・履行ボンドの

電子化に関する勉強会

平成20年11月6日

入札ボンド・履行ボンドの電子化に関するアンケート調査結果

(目次)

1. 調査の概要.....	4
(1) 調査目的.....	4
(2) 調査対象.....	4
(3) 調査項目.....	4
(4) 調査期間.....	4
(5) 回収結果.....	4
2. 調査結果.....	5
2.1 発行機関.....	5
2.1.1 ボンドの現状について.....	5
(1) 現在の入札ボンド、履行ボンドの証券に記載している項目（問1）.....	5
2.1.2 ボンドの電子化について.....	11
(1) 書面による保証書・保証証券等発行の存続（問2）.....	11
(2) システムの利用時間（問3）.....	12
(3) 現金や有価証券等を選択した場合の手続の電子化（問4）.....	13
2.1.3 電子化データの保存・活用について.....	14
(1) データの保存期間（問5）.....	14
2.1.4 他のシステムとの連携等について.....	16
(1) 電子入札システムとの連携（問6）.....	16
2.1.5 保証債務残高管理の高度化.....	17
(1) 保証債務残高に関する情報の共有化（問7）.....	17
2.1.6 その他.....	19
(1) 入札ボンド・履行ボンドの電子化についての意見等（問8）.....	19
2.2 発注者.....	21
2.2.1 ボンドの現状について.....	21
(1) 入札保証として認めている手段（問1）.....	21
(2) 契約保証として認めている手段（問2）.....	22
2.2.2 ボンドの電子化について.....	23
(1) 電子入札システムとの連携等に関して望ましいシステム（問3）.....	23
(2) 書面による保証書・保証証券等受領の存続（問4）.....	24
(3) 入札ボンド・履行ボンドの受領方法（問5）.....	25
(4) データの保管方法（問6）.....	26
(5) システムの利用時間（問7）.....	27
(6) 現金や有価証券等を選択した場合の手続の電子化（問8）.....	28
2.2.3 電子データの保存・活用について.....	29

(1) データの保存期間（問 9）	29
2.2.4 その他.....	31
(1) 入札ボンド・履行ボンドの電子化に関する意見等（問 10）	31
2.3 受注者	33
2.3.1 ボンドの現状について.....	33
(1) 入札保証として利用している手段（問 1）	33
(2) 契約保証として利用している手段（問 2）	34
2.3.2 ボンドの電子化について	35
(1) 電子入札システムとの連携等に関して望ましいシステム（問 3）	35
(2) 書面による保証書・保証証券等提出の存続（問 4）	36
(3) システムの利用時間（問 5）	37
(4) 現金や有価証券等を選択した場合の手續の電子化（問 6）	38
2.3.3 電子データの保存・活用について	39
(1) データの保存期間（問 7）	39
2.3.4 その他.....	41
(1) 入札ボンド・履行ボンドの電子化に関する意見等（問 8）	41

1. 調査の概要

(1) 調査目的

ボンドの発行機関や公共発注者、受注者における入札ボンドおよび履行ボンドの現状や電子化に関する要望等を把握し、今後のボンドの電子化に関する検討に資するためアンケート調査を行った。

(2) 調査対象

	対 象	調査票 配布数	備 考
A	発行機関	39	保証会社3、銀行25、損害保険会社11
B	発 注 者	178	省庁17、都道府県47、地公体（導入） 50、 地公体（未導入） 50、独立行政法人14
C	受 注 者	222	土工協会員企業128、全建会員企業94。 （全建会員企業については各県支部にて2社 ずつ選定）
	計	439	

(3) 調査項目

- ① 入札ボンド・履行ボンドの現状について
- ② 入札ボンド・履行ボンドの電子化について
- ③ 電子化データの保存・活用について
- ④ 保証債務残高管理の高度化について

(4) 調査期間

平成 20 年 9 月 5 日から 9 月 30 日

(5) 回収結果

	対 象	調査票 配布数	回収数	回収率 (%)	備 考
A	発行機関	39	28	71.8	うち、3通は「無回答」のため集計の対象外とし、25通で集計を行った。
B	発 注 者	178	130	73.0	
C	受 注 者	222	169	76.1	
	計	439	327	74.5	

2. 調査結果

2.1 発行機関

2.1.1 ボンドの現状について

(1) 現在の入札ボンド、履行ボンドの証券に記載している項目（問1）

a) 入札ボンド

保証会社、銀行、損害保険会社の入札ボンドの証券に記載している項目については、次頁の表の通りであり、3者共通の項目があるほか、損害保険会社のみ項目も多い。主な記載項目は、以下の通りである。

- ① 契約日
- ② 契約番号（証券番号）
- ③ 保険契約者（予約契約者、申込人）の住所、郵便番号、氏名、電話番号
- ④ 被保険者（発注者、債権者）の氏名、住所、区分（国内（官公庁、民間）、海外（官公庁、海外）等）
- ⑤ 契約の内容（工事名および工事内容、履行場所、入札場所、入札金額、入札予定日、開札予定日、入札公告書番号、契約期間、契約締結期限等）
- ⑥ 保険（保証）期間
- ⑦ 保証金額（契約希望金額、保険金額）
- ⑧ 付保割合、てん補方式、てん補割合、料率、保険料【損害保険会社のみ】
- ⑨ 特約条項（定額てん補、求償権、割増・割引、共同保険等）【損害保険会社のみ】
- ⑩ 証券作成日【損害保険会社のみ】
- ⑪ 証券作成地【損害保険会社のみ】
- ⑫ 保証人（会社名、代表者名、住所、支店名・部署名、支店名・部署名の住所等）

表 入札ボンドの証券の主な記載項目

項目	記載項目	保証会社 (3社)	銀行 (1社)	損害保険 会社(9社)
保険種類	保険種類	—	—	3
契約種類	契約種類	—	—	4
契約日	契約日(申込日、保険申込日)	3	—	8
契約番号	予約契約番号(保証会社、銀行) ／証券番号(損害保険会社)	3	1	9
保険契約者(予 約契約者、申込 人)	住所	3	1	9
	郵便番号	—	—	8
	氏名(法人の場合代表者)	3	1	9
	電話番号	—	—	4
	生年月日	—	—	1
	性別	—	—	1
	法人区分	—	—	1
資本金の額	—	—	1	
被保険者(発注 者、債権者)	氏名	3	1	8
	住所	—	—	8
	被保険者(発注者)の区分(国内(官公庁、 民間)、海外(官公庁、海外)等)	—	—	4
工事完成保証 人	住所	—	—	1
	氏名	—	—	1
契約の内容	工事名および工事内容(契約概要等)	3	1	9
	工事級別(A、B、C)	—	—	1
	受注形態	—	—	1
	履行場所	—	—	6
	入札場所	—	—	6
	入札金額	—	—	9
	入札の種類(指名／一般)	—	—	1
	入札公告者	—	—	1
	入札公告日	—	—	2
	入札予定日(入札日)	—	—	9
	開札予定日	3	1	—
	落札予定日	—	—	1
	入札公告書番号(公告番号)	—	—	7
	契約期間	—	—	6
	契約締結期限	—	—	3
代金決済方法・時期	—	—	3	
特記事項	—	—	1	
保険(保証)期 間	保険期間(入札保証期間)	—	—	9
	瑕疵保証期間	—	—	1
契約方式	契約方式	—	—	1
保証金額	契約希望金額(保証会社、銀行) ／保険金額(損害保険会社)	3	1	9
付保割合	付保割合	—	—	5
てん補方式	てん補方式(定額てん補、定損てん補、て ん補条件等)	—	—	6
料率	料率(適用料率)	—	—	5
保険料	保険料	—	—	9

特約条項	「特約条項」(項目名のみ)	—	—	2
	定額てん補	—	—	5
	求償権	—	—	4
	割増・割引	—	—	1
	共同保険	—	—	3
	その他	—	—	1
証券作成日	証券作成日	—	—	9
証券作成地	証券作成地	—	—	9
保険料領収	保険料領収証番号と領収日	—	—	4
告知事項	告知事項(他の保険契約の有無)	—	—	1
保証人	保証会社名	3	1	4
	住所	—	1	2
	代表者名	—	—	2
	代理の名前	—	—	1
	支店名・部署名	3	—	2
	支店名・部署の住所	1	—	3
	支店名・部署の電話番号、FAX番号	3	—	—
	担当店の名称	—	—	3
	担当店の電話番号	—	—	1
	担当店のコード	—	—	3
	代理店(取扱代理店/仲立人)の名称	—	—	5
	代理店(取扱代理店/仲立人)の連絡先	—	—	2
	代理店(取扱代理店/仲立人)のコード	—	—	2
	担当者コード	—	—	2

b) 履行ボンド

保証会社、銀行、損害保険会社の履行ボンドの証券に記載している項目については、次頁の表の通りであり、入札ボンドと同様に 3 者共通の項目があるほか、損害保険会社のみ項目も多い。

主な記載項目は、以下の通りである。

- ① 契約日
- ② 契約番号（証券番号）
- ③ 保証委託者（債務者、保証委託者等）の住所、郵便番号、氏名、電話番号
- ④ 被保険者（債権者、発注者）の氏名、住所
- ⑤ 工事完成保証人の住所、氏名【損害保険会社のみ】
- ⑥ 契約の内容（工事名および工事内容、工事場所（履行場所）、契約期間（工期）、瑕疵担保期間、契約締結（予定）日、請負（契約）金額、契約書（証）番号等）
- ⑦ 保険（保証）期間（履行保証、瑕疵保証）
- ⑧ 保証債務履行請求期限【保証会社、銀行】
- ⑨ 保証金額（履行保証、瑕疵保証）
- ⑩ 付保割合、てん補方式、てん補割合、料率、保険料【損害保険会社のみ】
- ⑪ 特約条項（定額てん補、保険責任の始期および終期、瑕疵担保保証特約、工事完成保証責任担保、求償権、工事完成保証責任縮小てん補、割増・割引、共同保険等）【損害保険会社のみ】
- ⑫ 証券作成日【損害保険会社のみ】
- ⑬ 証券作成地【損害保険会社のみ】
- ⑭ 保証人（会社名、代表者名、住所、支店名・部署名、支店名・部署名の住所等）

表 履行ボンドの証券の主な記載項目

項目	記載項目	保証会社 (3社)	銀行 (10社)	損害保険会社	
				公共工事 履行保証 証券(8社)	履行保証 保険証券 (9社)
保険種類	保険種類	—	—	2	3
契約種類	契約種類	—	—	2	5
契約日	契約日 (保険申込日等)	3	5	8	8
契約番号	保証契約番号 (保証会社、銀行) ／証券番号 (損害保険会社)	3	1	8	9
保証委託者 (債務者、保証委託者等)	住所	2	—	8	9
	郵便番号	—	—	4	7
	氏名 (法人の場合、会社名、代表者名等)	3	10	8	9
	電話番号	—	—	5	6
	創業日	—	—	1	—
	資本金	—	—	1	1
	生年月日、性別	—	—	—	1
	法人区分	—	—	—	1
	共同企業体	—	—	1	—
被保険者 (債権者、発注者)	住所	—	—	5	9
	氏名	3	4	7	9
	被保険者の区分 (国内・海外、官公庁・民間)	—	—	—	1
工事完成保証人	住所	—	—	—	5
	氏名	—	—	—	5
連帯保証人	住所	—	—	1	—
	氏名	—	—	1	—
契約の内容	工事名および工事内容 (契約名、概要等)	3	10	8	9
	工事級別 (A、B、C)	—	—	1	1
	受注区分	—	—	1	1
	受注形態	—	—	2	1
	工事場所 (履行場所)	—	—	8	9
	契約期間 (工期)	—	—	8	9
	瑕疵担保期間	—	—	7	3
	契約締結 (予定) 日	—	—	8	6
	請負 (契約) 金額	—	—	8	8
	契約書 (証) 番号	—	—	7	8
	前払金 (有無)	—	—	1	—
	代金決済方法・時期	—	—	—	4
	特記事項	—	—	1	—
保険 (保証) 期間	履行保証 (保険) 期間	3	10	8	9
	瑕疵保証 (保険) 期間	—	—	8	9
保証債務履行請求期限	保証債務履行請求期限	3	10	—	—
保証金額	履行保証 保険金額	3	10	8	9
	瑕疵保証 保険金額	—	—	8	9
付保割合	付保割合	—	—	1	4
てん補方式	てん補方式	—	—	—	4
てん補割合	てん補割合	—	—	—	2
料率	料率 (適用料率)	—	—	1	4

保険料	保険料	—	—	2	8
特約条項	「特記事項」(項目名のみ)	—	—	4	1
	定額てん補	—	—	—	4
	保険責任の始期および終期	—	—	—	5
	瑕疵担保保証特約	—	—	4	5
	工事完成保証責任担保	—	—	—	3
	求償権	—	—	—	5
	工事完成保証責任縮小てん補	—	—	—	4
	割増・割引	—	—	—	1
	共同保険	—	—	—	2
	刑務作業特約	—	—	—	1
その他特約	—	—	1	1	
証券作成日	証券作成日	—	—	8	9
証券作成地	証券作成地	—	—	8	9
保険料領収	保険料領収証番号と領収日	—	—	3	4
告知事項	告知事項	—	—	1	1
保証人	保証会社名	3	4	6	5
	代表者名	—	—	3	2
	代理の名前	—	—	1	1
	住所	—	4	2	3
	支店名・部署(取扱箇所)名	3	—	3	3
	支店名・部署(取扱箇所)の住所	1	—	1	3
	支店名・部署(取扱箇所)の電話番号	3	—	2	3
	支店名・部署(取扱箇所)のFAX番号	3	—	—	—
	支社コード	—	—	—	1
	担当店の名称	—	—	2	1
	担当店のコード	—	—	2	1
	代理店(取扱代理店/仲立人)の名称	—	—	4	2
	代理店(取扱代理店/仲立人)電話番号	—	—	1	2
	代理店(取扱代理店/仲立人)のコード	—	—	1	2
	担当者コード	—	—	1	1
	契約者コード	—	—	1	—

2.1.2 ボンドの電子化について

(1) 書面による保証書・保証証券等発行の存続（問2）

電子化した後の建設会社への書面による保証書・保証証券等発行の存続について、「書面による発行を廃止し、完全に電子化したい」（10）と「書面による発行の存続を希望する」（10）が同数となっている。

「書面による発行を廃止し、完全に電子化したい」理由として、「事務処理の効率化、省力化」（6）などが挙げられている。一方、「書面による発行の存続を希望する」理由として、「電子化してもあまり効率化されない」（1）、「システムトラブルの代替手段として必要」（1）などが挙げられている。

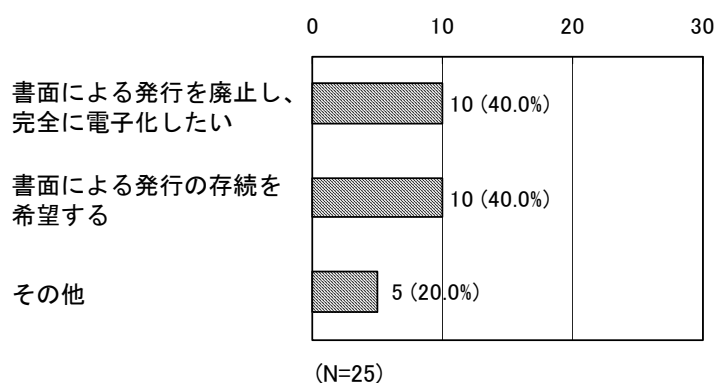


図 書面による保証書・保証証券等発行の存続

表 「書面による発行を廃止し、完全に電子化したい」主な理由

事務処理の効率化、省力化	6
存続の意義なし	1
二重発行のリスクの低減	1

表 「書面による発行の存続を希望する」主な理由

電子化してもあまり効率化されない	1
システムトラブルの代替手段として必要	1
システム改定が難しい	1
現状で問題なし	1
内容確認のため	1
社内体制の対応が困難	1
建設業者が対応できない	1

(2) システムの利用時間（問 3）

システムの利用時間について、「8:00～21:00（通常の保証業務を行う可能性がある時間帯）」（14）が最も多く、ついで「8:00～18:00（主に業務時間帯）」となっている。

「8:00～21:00（通常の保証業務を行う可能性がある時間帯）」の理由として、「閲覧のための時間的余裕を確保したい」（5）、「通常の業務時間」（4）、「急な業務への対応」（3）などが挙げられている。

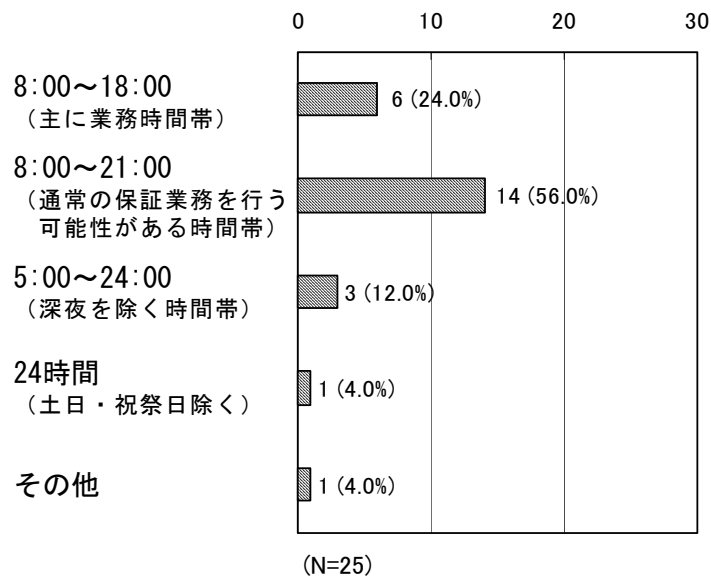


図 システムの利用時間

表 「8:00～21:00（通常の保証業務を行う可能性がある時間帯）」の主な理由

閲覧のための時間的余裕を確保したい	5
通常の業務時間	4
急な業務への対応	3
他の業務の関係から必要	1

(3) 現金や有価証券等を選択した場合の手続の電子化（問 4）【銀行のみの質問】

建設会社が入札保証や履行保証の手段として現金や有価証券等を選択した場合の手続の電子化について、「希望する」（6）と「希望しない」（6）が同数となっている。

「希望する」理由として、「手段により取扱が異なると事務負担が増加する」（1）、「対象先資産等の管理上の観点による」（1）などが挙げられている。一方、「希望しない」理由として、「電子化には馴染まない」（2）、「コスト的に合わない」（2）などが挙げられている。

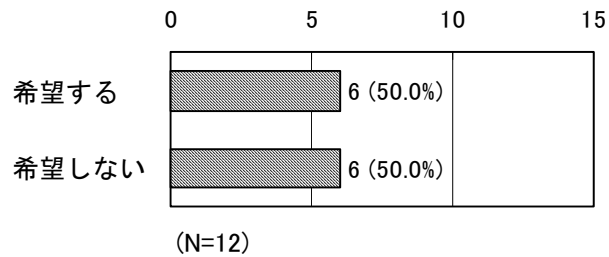


図 現金や有価証券等を選択した場合の手続の電子化

2.1.3 電子化データの保存・活用について

(1) データの保存期間（問 5）

a) 保存期間

電子化した入札bond・履行bondのデータの保存期間について、「bondの保証・保険期間終了後」（10）がやや多い。

「bondの保証・保険期間終了後」の理由として、「社内規定」（5）、「保証履行請求の期限」（2）などが挙げられている。また、「bondの保証・保険金等の請求期限終了後」の理由として、「過去の請求の実績」（2）、「社内規定」（1）などが挙げられている。

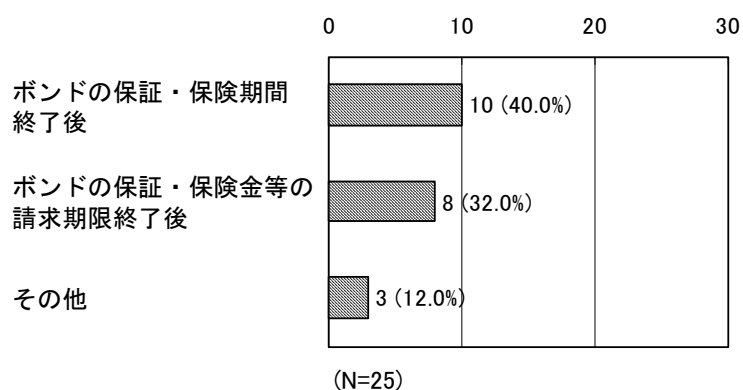


図 データの保存期間

表 「bondの保証・保険期間終了後」の主な理由

社内規定	5
保証履行請求の期限	2

b) 保存年数

さらに保存年数別にみると、「ボンドの保証・保険期間終了後 3 年以上」(5) が最も多く、ついで「ボンドの保証・保険金等の請求期限終了後 10 年以上」となっている。

「ボンドの保証・保険期間終了後 5 年以上」とそれより少ない保存年数の件数を合わせた『ボンドの保証・保険期間終了後 5 年間』は 9 件 (全体の 36.0%)、同じく『ボンドの保証・保険期間終了後 10 年間』は 10 件 (40.0%) となっている。

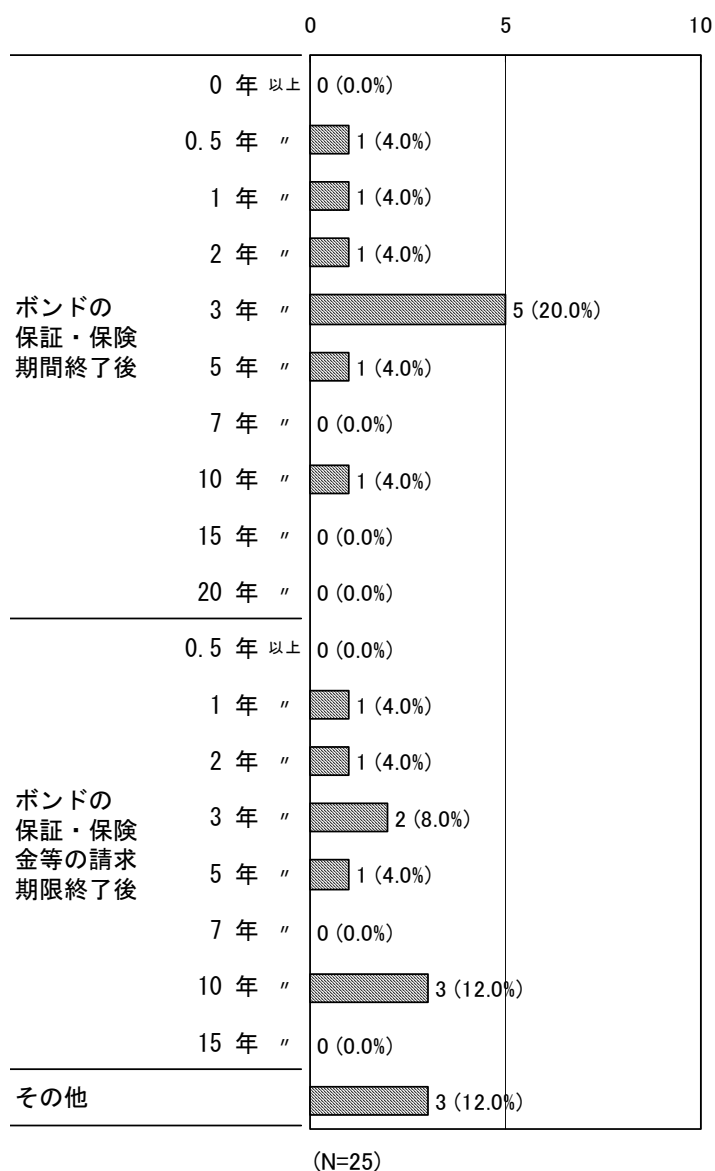


図 データの保存期間 (保存年数別)

2.1.4 他のシステムとの連携等について

(1) 電子入札システムとの連携（問 6）

ボンドの電子化において電子入札システムと連携させる場合、入札システムに登録された発注者名や工事名等のデータを活用して保証書・保証証券等を作成することや、落札結果を取り込み、保証債務を消滅させることについて、「希望する」（17）が圧倒的に多い。

「希望する」理由として、「事務の効率化、省力化」（9）、「与信管理への活用」（4）などが挙げられている。一方、「希望しない」理由として、「連携のメリットが少ない」（2）、「情報漏洩の危険がある」（1）、「システム負荷が大きい」（1）などが挙げられている。

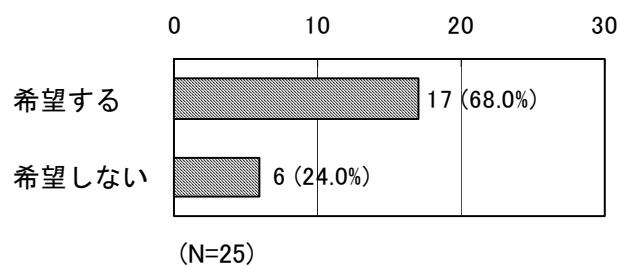


図 電子入札システムとの連携

表 電子入札システムとの連携を「希望する」主な理由

事務の効率化、省力化	9
与信管理への活用	4
一元管理	1
保証債務消滅についての確認	1

表 「希望しない」主な理由

連携のメリットが少ない	2
情報漏洩の危険がある	1
システム負荷が大きい	1

2.1.5 保証債務残高管理の高度化

(1) 保証債務残高に関する情報の共有化（問7）

a) 保証債務残高に関する情報の共有化

ボンドの電子化に伴い各発行機関が発行するボンドのデータを認証機関のシステムに登録する場合の「保証債務残高に関する情報の共有化」について、「保証期間と残高について共有化を希望する」（11）が最も多く、「残高について共有化を希望する」の回答はない。一方、「共有する必要を感じない」との回答が9件ある。

「保証期間と残高について共有化を希望する」理由として、「保証債務の管理を行うには、期間と残高が必要である」（2）などが挙げられている。一方、「共有する必要を感じない」理由として、「顧客の信用情報（秘密情報）」（2）、「各社毎の判断で行うべきである」（2）、「必要性を感じない」（1）などが挙げられている。

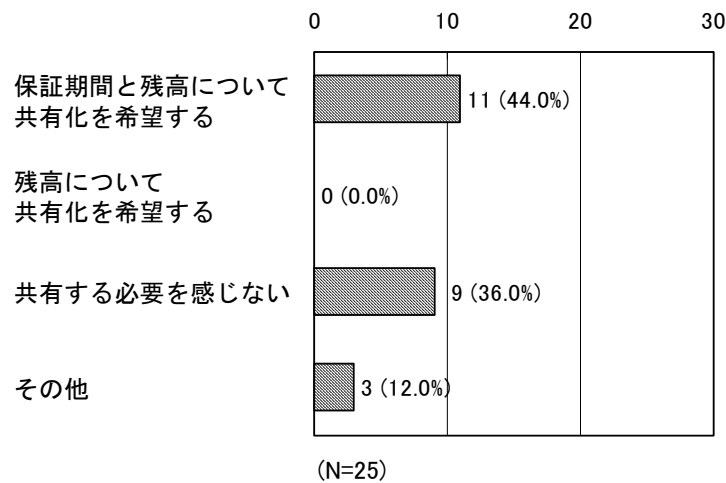


図 保証債務残高に関する情報の共有化

b) 「保証期間と残高」の情報共有化の程度

(1) a) で「保証期間と残高について共有化を希望する」と回答した発行機関における情報共有化の程度について、「全保証機関における保証債務残高の推移」(6)が最も多く、ついで「各保証機関における保証債務残高の推移」となっている。

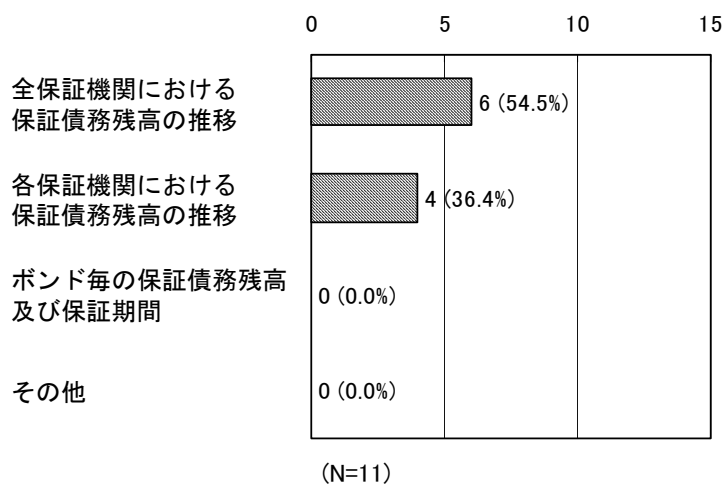


図 「保証期間と残高」の情報共有化の程度

2.1.6 その他

(1) 入札ボンド・履行ボンドの電子化についての意見等（問 8）

入札ボンド・履行ボンドの電子化について、主な意見として次のことが挙げられた。

a) 電子化に伴うコスト・費用負担の軽減（6 件）

- ・電子ボンドの格納場所の費用を誰が負担するのか、費用がどのくらいになるのか、という点が一番気になるところである。
- ・現状の実績、見込みであれば、電子化されてもペイする見込みがなく、電子化後は取り組みできない結果となる。
- ・事務スキームにより対応コストが異なると考えられるため、スキームが明らかにならないと実際の対応の可否判断は難しいと考えます。
- ・入札ボンドの発行件数が少ない発行機関の場合、ペーパーレスに伴うコスト削減よりも、システム利用料などのコスト負担の方が大きくなる可能性がありますので、紙ベースでのボンド発行を認める必要があるかと思えます。
- ・システム利用にあたり一定の金銭コストが発生するものと思われませんが、ライセンスや利用料などの負担は、極力抑えていただきたいと考えております。この点は導入是非のポイントの一つと考えられ、費用対効果によっては導入しない保証機関も出てくるものと想定されます。

b) 全ての発注機関における電子化の基準統一（5 件）

- ・すべての発注機関が統一基準で電子化を図ることが前提である。
- ・電子化する場合は金融機関の対応方法を一元化する必要があると考えます。
- ・国土交通省以外の公共団体についても電子化を進めていかないと、発注者によりボンド発行方法が異なるのは事務処理上、非効率になるかと思えます。

c) 電子化導入のスケジュールや関係機関の取組み状況等の情報提供（4 件）

- ・今後のスケジュールを出来るだけ早く開示していただきたいと思えます。また、発行機関向け仕様マニュアルを作成いただき、なるべく早く開示をお願い致します。
- ・弊社内でのシステム対応や証券発行体制の変更などが必要となりますので、早期に仕様等を開示いただきますようお願い致します。

d) 地方公共団体の体制整備（2 件）

- ・そもそも入札ボンド、もしくは履行保証・契約保証についても知識が不十分な発注者が多い中で合理化策ばかり進行するのはいかがなものか？ 発注者、特に地方自治体に対する教育を行ってほしい。
- ・地方公共団体も対応できるようにしていただきたい。

e) 履行ボンドの電子化のメリットの確認（2件）

- ・電子化することでメリットがあるのは、入札ボンドに限ったことであって、履行ボンドの電子化はデメリットが大きいと考える。
- ・履行ボンドは電子化が実現しても地公体が紙の証書を要求しつづける可能性が高く、電子証書と紙証書の2種類を発注者によって使い分ける必要が出てくるので、電子化による事務の省力化のメリットを享受できないと思われる。

f) 情報の秘匿性確保（2件）

- ・情報の秘匿性保持について十分な措置が必要である。
- ・入札ボンドは証書内容の情報漏洩防止が事務負担となり、今のままでは事務負担が増大する危険があり、地方自治体もこれから導入という状況なので対応しやすいのではないかと。

2.2 発注者

2.2.1 ボンドの現状について

(1) 入札保証として認めている手段（問1）

「入札ボンドを導入している」団体は130団体中36団体（27.6%）に対し、「入札ボンドを導入していない」団体は92団体（70.8%）と多い。

入札ボンドを導入している団体において、現在入札保証として認めている手段は、「現金」（34）および「国債その他の有価証券等」（34）が最も多く、ついで「入札保証保険」「金融機関の入札保証（保証書）」となっている。

また、「国債その他の有価証券等」の内容については「国債」「地方債」となっている。

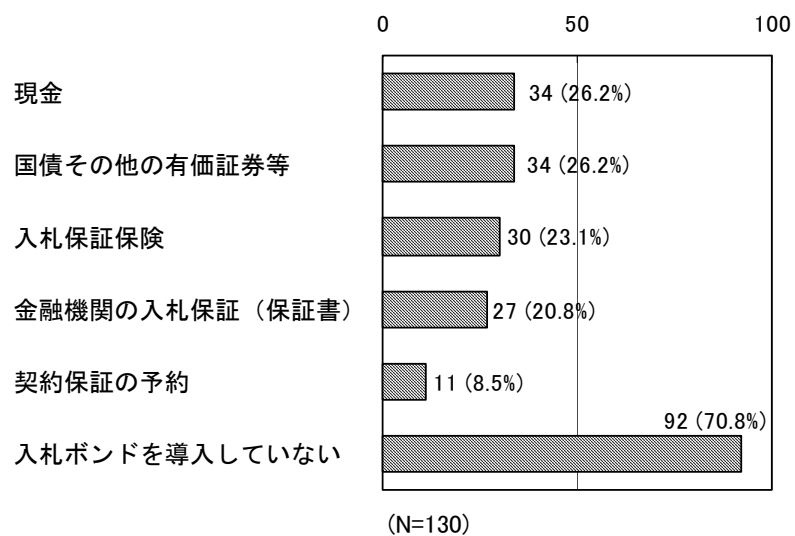


図 入札保証として認めている手段

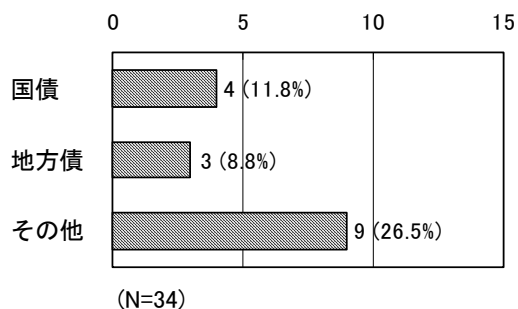


図 「国債その他の有価証券等」の内容

(2) 契約保証として認めている手段（問 2）

現在契約保証として認めている手段は、「前払保証事業会社の保証（契約保証証書）」（121）が最も多く、ついで「現金」「履行保証保険（証券）」「金融機関の履行保証（保証書）」「公共工事履行保証証券」となっており、多くの手段が利用されている。

また、「国債その他の有価証券等」の内容については「国債」「地方債」となっている。

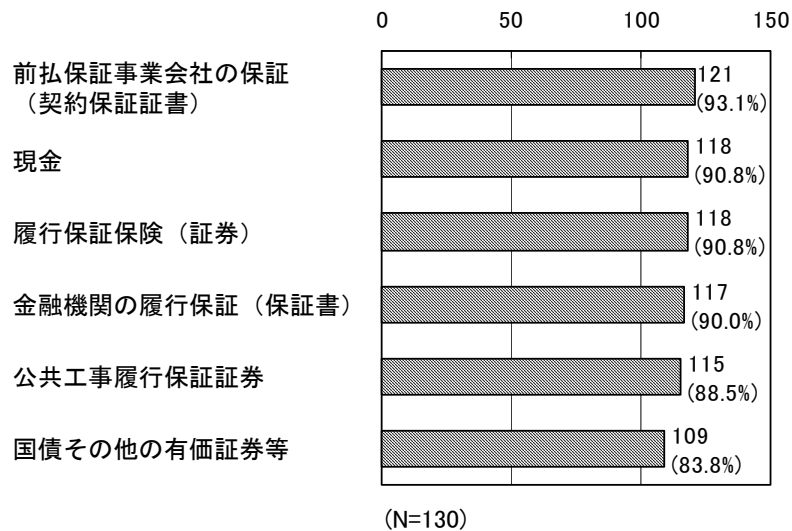


図 契約保証として認めている手段

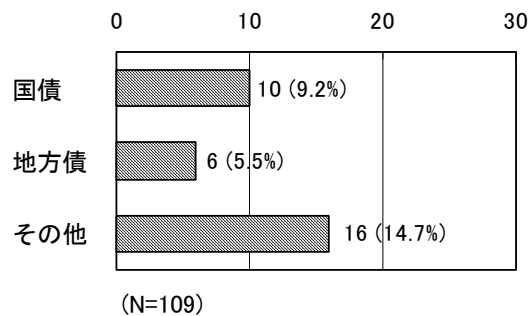


図 「国債その他の有価証券等」の内容

2.2.2 ボンドの電子化について

(1) 電子入札システムとの連携等に関して望ましいシステム（問3）

入札ボンドの電子化に伴い建設会社が入札書とボンドを一緒に提出すること等が考えられる。このような電子入札システムとの連携等に関して望ましいシステムについて、「電子入札システムを改修し、入札ボンドを自動的に内容確認できるシステム」（55）が多い。

「電子入札システムを改修し、入札ボンドを自動的に内容確認できるシステム」の理由として、「事務処理の効率化、省力化」（32）、「電子入札システムとの一体的な処理」（5）などが挙げられている。一方、「当面は、電子入札システムを改修せず、個別にマニュアル対応」の理由として、「対象案件が少ない」（4）、「電子入札を導入していない」（2）、「入札ボンドを導入しておらず検討が必要」（2）などが挙げられている。

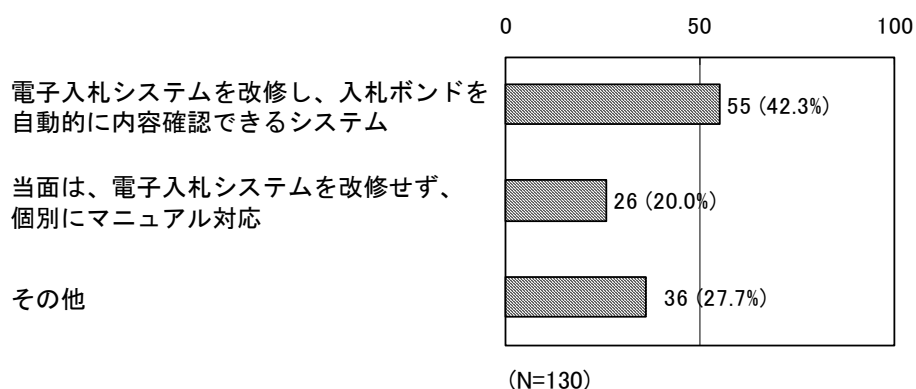


図 電子入札システムとの連携等に関して望ましいシステム

表 「電子入札システムを改修し、入札ボンドを自動的に内容確認できるシステム」の主な理由

事務処理の効率化、省力化	32
電子入札システムとの一体的な処理	5
システムの統一	4

表 「当面は、電子入札システムを改修せず、個別にマニュアル対応」の主な理由

対象案件が少ない	4
電子入札を導入していない	2
入札ボンドを導入しておらず検討が必要である	2

(2) 書面による保証書・保証証券等受領の存続（問 4）

電子化した後の書面による保証書・保証証券等受領の存続について、「書面による受領の存続を希望する」（63）が多い。

「書面による受領の存続を希望する」の理由として「関連書類と一体的に保管するため」（13）、「すべての関係者が対応できるか不明である」（7）、「システムトラブル時の対応のため」（5）などが挙げられている。一方、「書面による受領を廃止し、完全に電子化したい」の理由として、「事務処理の効率化、省力化」（16）、「電子化による認証確認のため」（3）、「電子化の推進」（3）などが挙げられている。

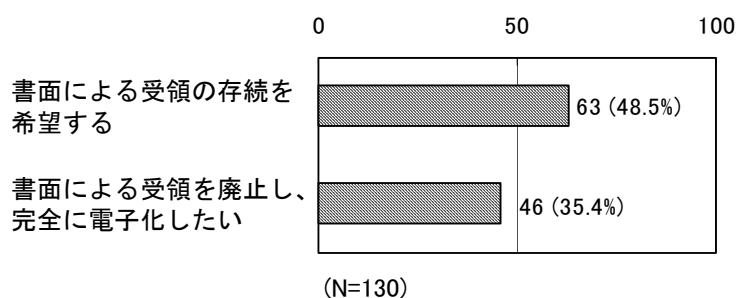


図 書面による保証書・保証証券等受領の存続

表 「書面による受領の存続を希望する」の主な理由

関連書類と一体的に保管するため	13
すべての関係者が対応できるか不明である	7
システムトラブル時の対応のため	5
電子化の予定がないため	5
完全に電子化移行が難しい	4
書面での確認が必要	4

表 「書面による受領を廃止し、完全に電子化したい」の主な理由

事務処理の効率化、省力化	16
電子化による認証確認のため	3
電子化の推進	3

(3) 入札ボンド・履行ボンドの受領方法（問 5）

a) 入札ボンドの受領方法

電子化した入札ボンドの受領方法について、「電子入札システムの活用」（56）が最も多く、ついで「プリントアウトした保証書・保証証券等」となっている。

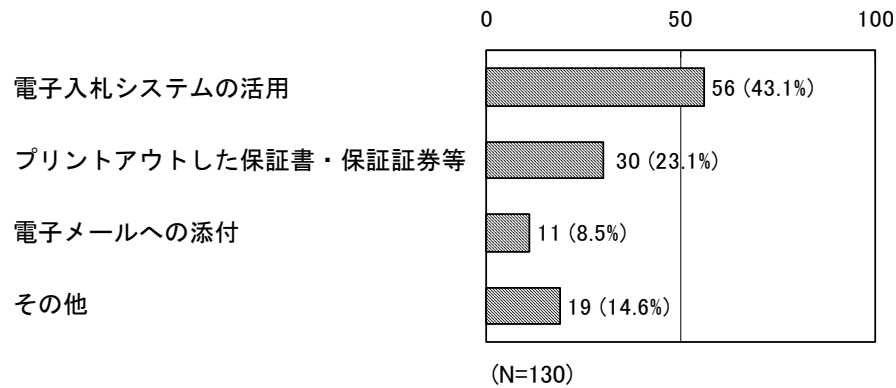


図 入札ボンドの受領方法

b) 履行ボンドの受領方法

電子化した履行ボンドの受領方法について、「プリントアウトした保証書・保証証券等」（57）が最も多く、ついで「電子契約システム（開発中）の活用」となっている。

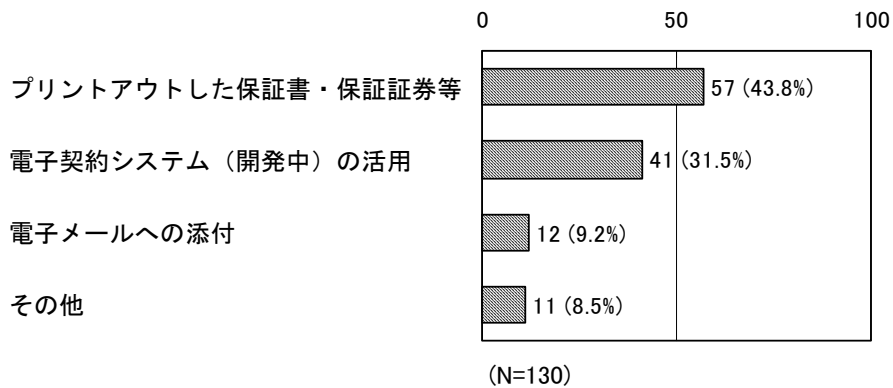


図 履行ボンドの受領方法

(4) データの保管方法（問 6）

建設会社から提出された電子化した入札ボンド・履行ボンドのデータの保管方法について、「発注者による書面での保管」(53)が多く、「認証機関等のデータベースによる保管とし、書面での保管はしない」はやや少ない。

「発注者による書面での保管」の理由として、「関連書類と一体的に保管するため」(16)、「現在書面で保管している」(3)、「データの保管期間の問題があるため」(2)などが挙げられている。一方、「認証機関等のデータベースによる保管とし、書面での保管はしない」の理由として、「事務処理の効率化、省力化」(7)、「書面での保管は必要ない」(5)、「パソコンで常時確認できる」(4)などが挙げられている。

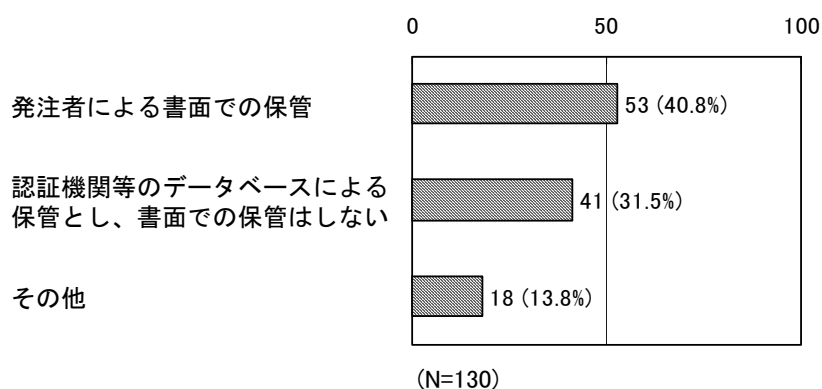


図 データの保管方法

表 「発注者による書面での保管」の主な理由

関連書類と一体的に保管するため	16
現在書面で保管している	3
データの保管期間の問題があるため	2
書面による内容確認のため	2
完全に電子化が難しい	2

表 「認証機関等のデータベースによる保管とし、書面での保管はしない」の主な理由

事務処理の効率化、省力化	7
書面での保管は必要ない	5
パソコンで常時確認できる	4

(5) システムの利用時間（問 7）

システムの利用時間について、「8:00～21:00（通常の業務を行う可能性がある時間帯）」（49）が最も多く、ついで「8:00～18:00（主に業務時間帯）」となっている。

「8:00～21:00（通常の業務を行う可能性がある時間帯）」の理由として、「18時以降も閲覧等作業があるため」（28）、「システムメンテナンスやトラブル対応のため」（1）、「電子入札システムの稼働時間に合わせるため」（1）などが挙げられている。また、「8:00～18:00（主に業務時間帯）」の理由として、「業務時間外は利用しない」（11）、「電子入札システムとの整合性」（3）、「運用管理コストの低減」（2）などが挙げられている。

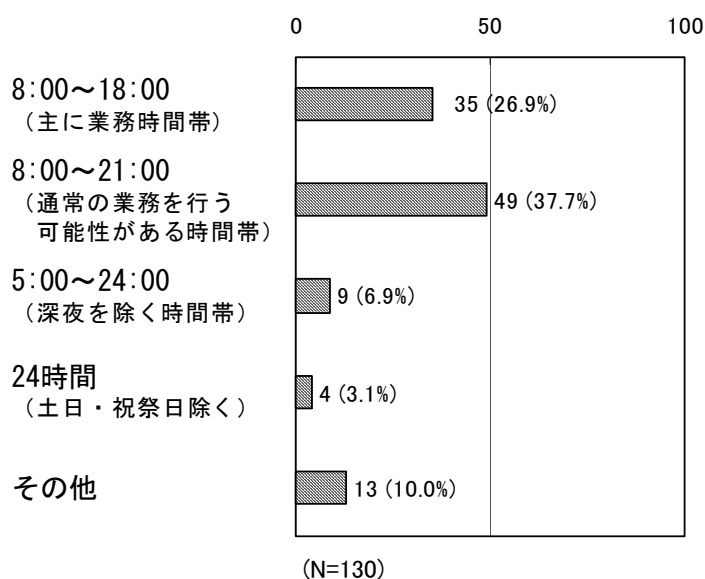


図 システムの利用時間

表 「8:00～21:00（通常の業務を行う可能性がある時間帯）」の主な理由

18時以降も閲覧等作業があるため	28
システムメンテナンスやトラブル対応のため	1
電子入札システムの稼働時間に合わせるため	1
24時間が望ましいがコストとの兼ね合いから	1

表 「8:00～18:00（主に業務時間帯）」の主な理由

業務時間外は利用しない	11
電子入札システムとの整合性	3
運用管理コストの低減	2

(6) 現金や有価証券等を選択した場合の手続の電子化（問 8）

入札保証や履行保証の手段として、建設会社が現金や有価証券等を選択した場合の手続（保管金取扱指定金融機関等からの証明書発行・提出）の電子化について、「希望する」（53）と「希望しない」（58）が拮抗している。

「希望する」理由として、「事務処理の効率化、省力化」（22）、「電子化の推進」（6）、「手続きの統一」（5）などが挙げられている。一方、「希望しない」理由としては、「システムを構築（改修）する必要がある」（5）、「関係書類が電子化していない」（4）、「手続きが煩雑になる」（4）、「制度上難しい」（4）などが挙げられている。

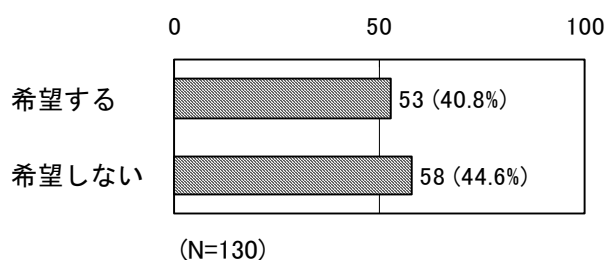


図 現金や有価証券等を選択した場合の手続の電子化

表 現金や有価証券等を選択した場合の手続の電子化を「希望する」主な理由

事務処理の効率化、省力化	22
電子化の推進	6
手続きの統一	5
電子入札になじむ	2

表 「希望しない」主な理由

システムを構築（改修）する必要がある	5
関係書類が電子化していない	4
手続きが煩雑になる	4
制度上難しい	4
対象の案件が少ない（案件がない）	4

2.2.3 電子データの保存・活用について

(1) データの保存期間（問 9）

a) 保存期間

電子化した入札 Bonds・履行 Bonds のデータの保存期間について、「Bonds の保証・保険期間終了後」(54) が多く、「Bonds の保証・保険金等の請求期限終了後」は少ない。

「Bonds の保証・保険期間終了後」の理由として、「契約関係書類の保存期間」(16)、「工事関係の決済書の保管期限」(4)、「工事関係の文書保存期間」(4)、「会計検査への対応」(4) などが挙げられている。一方、「Bonds の保証・保険金等の請求期限終了後」の理由として、「契約関係書類の保存期間」(7)、「工事関係の文書保存期間」(2) などが挙げられている。

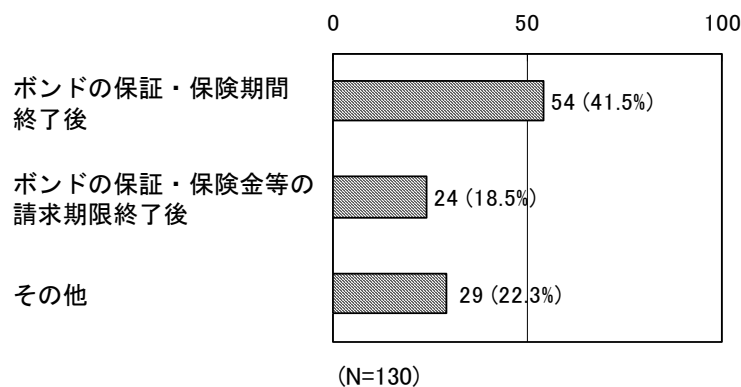


図 データの保存期間

表 「Bonds の保証・保険期間終了後」の主な理由

契約関係書類の保存期間	16
工事関係の決済書の保管期限	4
工事関係の文書保存期間	4
会計検査への対応	4

表 「Bonds の保証・保険金等の請求期限終了後」の主な理由

契約関係書類の保存期間	7
工事関係の文書保存期間	2

b) 保存年数

さらに保存年数別にみると、「ボンドの保証・保険期間終了後5年以上」(27)が最も多く、ついで「ボンドの保証・保険期間終了後10年以上」となっている。

「ボンドの保証・保険期間終了後5年以上」とそれより少ない保存年数の件数を合わせた『ボンドの保証・保険期間終了後5年間』は34件(全体の26.2%)、同じく『ボンドの保証・保険期間終了後10年間』は52件(40.0%)となっている。

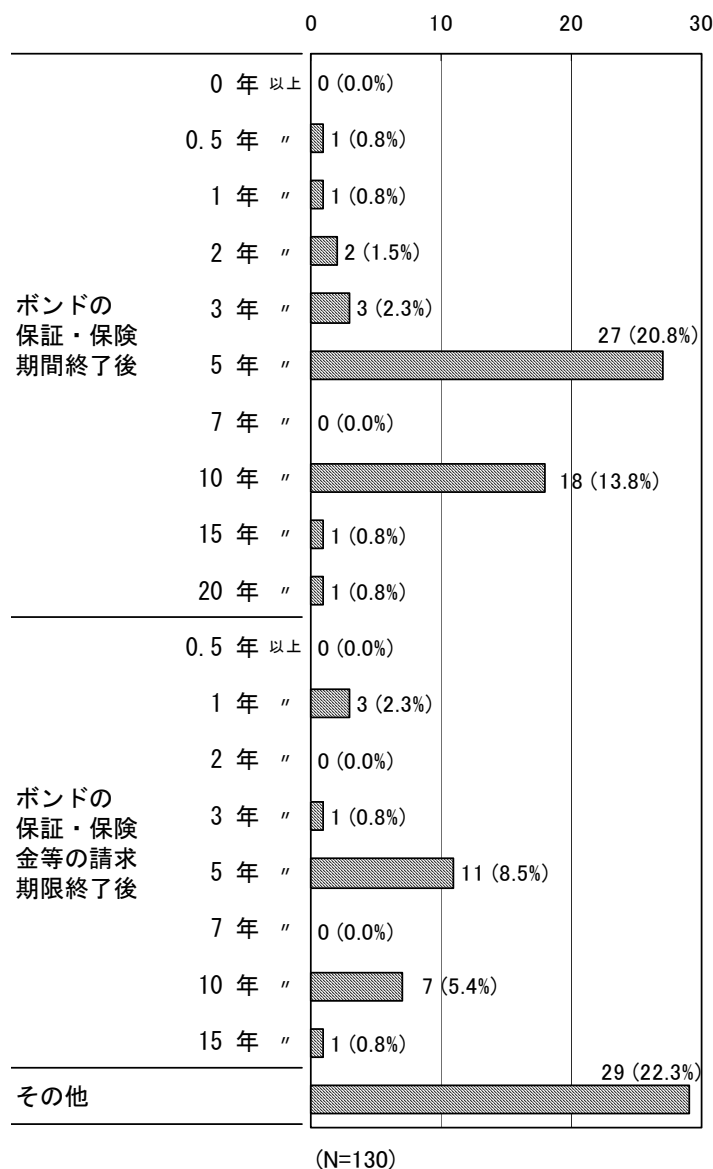


図 データの保存期間 (保存年数別)

2.2.4 その他

(1) 入札ボンド・履行ボンドの電子化に関する意見等（問 10）

入札ボンド・履行ボンドの電子化について、主な意見として次のことが挙げられた。

a) 電子化に伴うコスト・費用負担の軽減（7件）

- ・電子化に伴い、既存の電子入札システムの改修や新たなシステムの構築等、県に負担が発生しないような方向で検討していただきたい。
- ・近年、厳しい財政状況の中で、事務に対する新規予算の要求は困難になっている。従って新たな費用の発生が無いように配慮願いたい。
- ・電子化にあたっては、発注者、受注者ともに新たな費用負担が発生しないようお願いしたい。
- ・膨大なお金がかかる場合は、電子化を希望しない。
- ・当機構では電子入札の導入に関して、システムの構築に係る高額な費用負担がユーザーの理解を得られないことから現在導入しておりません。したがって、入札ボンド及び履行ボンドの電子化に伴うシステム構築に係る費用負担が高額であれば、同様にユーザーの理解を得られないと思慮されることから、各発注者に対する費用負担の軽減が電子化導入の条件になるのではないかと考えられます。
- ・省力化のためできる限り電子化、ペーパーレス化することが望ましいが、現状においては、すべての企業が電子入札に参加しているわけではなく、入札ボンド方式による発注件数が少ない場合には電子化にあたり費用対効果を検証する必要がある。

b) ボンド電子化のメリットの確認（3件）

- ・電子化できるものは、できるだけ電子化するのが望ましいが、本県の場合、入札ボンド、履行ボンド以外の減免規定（過去の工事实績）もあり、特に入札保証に関しては減免している例が多い。また、受注者である建設会社については、入札・履行ボンドの電子化に積極的に対応するか疑問が残る。以上の点をふまえ、コストに見合うほど電子化のメリットがあるか検討する必要がある。
- ・電子化については、各建設業者や引受機関、発注者によってノウハウや仕様が異なり、特に建設業者の能力には大きな違いがあることから、現状ではメリットがあるとは考えにくい。

c) 電子化導入のスケジュール等の情報提供（2件）

- ・システム利用に関し、利用料金が発生する場合は予算措置が必要となるため早めの具体的な情報を望む。
- ・当県の電子入札システムの改修が必要なのか（費用負担が発生するのか）等、詳細が不明のため、本アンケートのいくつかの質問には答えづらい面がありました。今後とも、関連の情報の提供をお願いします。

d) 電子化の導入促進（1件）

- ・入札契約制度が高度化するにつれて、事務手続きが煩雑になってきており、事務の簡素化、効率化が重要になっている。入札ボンド、履行ボンドの電子化とあわせて、電子入札システムと連携した電子契約システムが構築されることを期待する。

e) 情報漏洩対策（1件）

- ・入札ボンドの拡大が進み与信枠等により入札金額に近い保証金額等になることが想定され、保証金額等の漏洩が懸念される。このことから公正性、透明性を期すためにも、電子入札システムとの連携により、入札時（開札時）まで状況確認が出来ないシステムとし入札手続きの不備等をシステムによりチェック可能とし、事務手続きの簡素化が図れるシステムとされたい。

f) 小規模発注者への配慮（1件）

- ・当方は、年間数千万円の予算で主に軽微な修繕業務を行っており、年間の入札件数もごくわずかであることから、電子入札システムの導入予定もない状況である。小規模な発注者としては、入札ボンドや履行ボンドの電子化を特に望まないが、全省庁等を対象に統一的なシステム構築、運用を図るのであれば、利用方法や使用料について、小規模な発注者にも利用しやすいように配慮していただきたい。

2.3 受注者

2.3.1 ボンドの現状について

(1) 入札保証として利用している手段（問1）

「入札ボンドを利用したことがある」会社は、125社（74.0%）と7割以上の会社が利用している。一方、「入札ボンドを利用したことがない」は43社となっている。

現在入札保証として利用している手段は、「入札保証保険」（92）が最も多く、ついで「契約保証の予約」「金融機関の入札保証（保証書）」となっている。

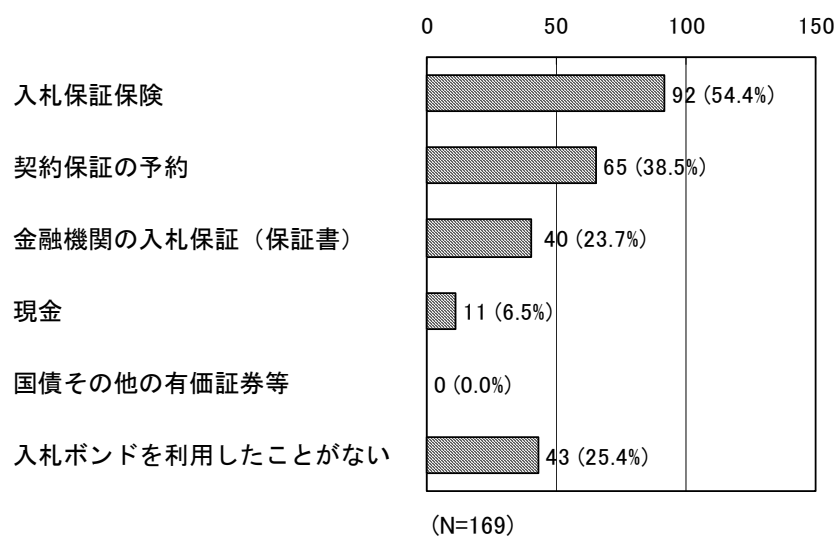


図 入札保証として利用している手段

(2) 契約保証として利用している手段（問 2）

「履行ボンドを利用したことがある」会社は、163 社（96.4%）となっており、ほとんどの会社が利用している。一方、「履行ボンドを利用したことがない」は 6 社となっている。

現在契約保証として利用している手段は、「前払保証事業会社の保証（契約保証証書）」（115）が最も多く、ついで「履行保証保険（証券）」「金融機関の履行保証（保証書）」となっている。

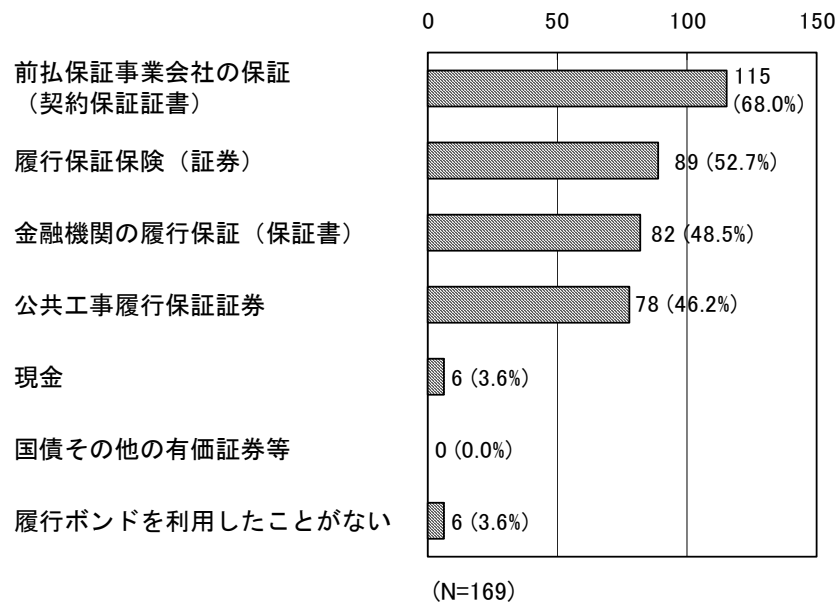


図 契約保証として利用している手段

2.3.2 ボンドの電子化について

(1) 電子入札システムとの連携等に関して望ましいシステム（問3）

入札ボンドの電子化に伴い入札書とボンドを一緒に提出すること等が考えられる。このような電子入札システムとの連携等に関して望ましいシステムについて、「電子入札システムを改修し、入札ボンドを自動的に内容確認できるシステム」（120）が圧倒的に多い。

「電子入札システムを改修し、入札ボンドを自動的に内容確認できるシステム」の理由として、「事務処理の効率化、省力化」（53）、「一体的な処理が可能になる」（34）などが挙げられている。一方、「当面は、電子入札システムを改修せず、個別にマニュアル対応」の理由として、「対象案件が少ない（案件がない）」（6）、「全発注機関、保証機関のシステムが統一されていない」（5）などが挙げられている。

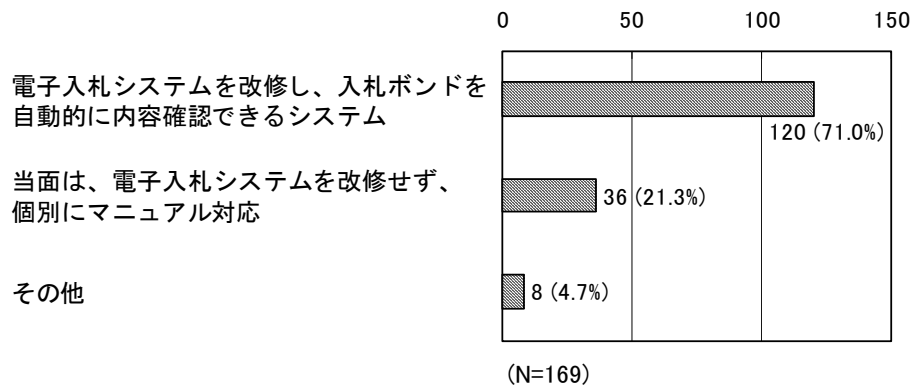


図 電子入札システムとの連携等に関して望ましいシステム

表 「電子入札システムを改修し、入札ボンドを自動的に内容確認できるシステム」の主な理由

事務処理の効率化、省力化	53
一体的な処理が可能になる	34
システムを統一したほうがよい	8
郵送の手間と費用の削減	2

表 「当面は、電子入札システムを改修せず、個別にマニュアル対応」の主な理由

対象案件が少ない（案件がない）	6
全発注機関、保証機関のシステムが統一されていない	5
システム改修が難しい	1
すべての業者が対応できない	1

(2) 書面による保証書・保証証券等提出の存続（問 4）

電子化した後の書面による保証書・保証証券等受領の存続について、「書面による提出を廃止し、完全に電子化したい」（114）が多い。

「書面による提出を廃止し、完全に電子化したい」理由として、「事務処理の効率化、省力化」（59）、「一体的な処理が可能になる」（5）などが挙げられている。一方、「書面による提出の存続を希望する」理由として、「システムトラブルへの対応」（17）、「電子化しても効率化されない」（4）などが挙げられている。

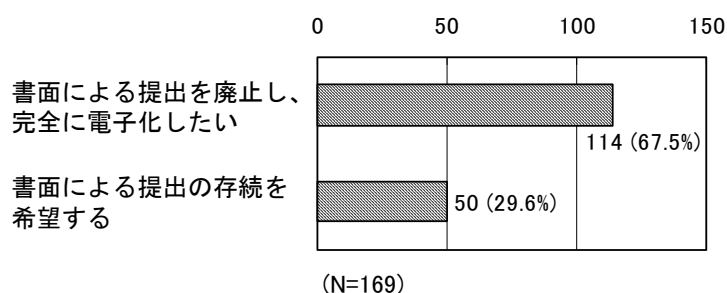


図 書面による保証書・保証証券等提出の存続

表 「書面による提出を廃止し、完全に電子化したい」主な理由

事務処理の効率化、省力化	59
一体的な処理が可能になる	5
ペーパーレス化の推進	4
システムを統一したほうがよい	2

表 「書面による提出の存続を希望する」主な理由

システムトラブルへの対応	17
電子化しても効率化されない	4
紙入札で対応せざるをえない場合に必要	2
書面による確認	2
監査等の対応	2

(3) システムの利用時間（問 5）

システムの利用時間について、「8:00～21:00（通常の業務を行う可能性がある時間帯）」（77）が最も多く、ついで「8:00～18:00（主に業務時間帯）」「5:00～24:00（深夜を除く時間帯）」となっている。

「8:00～21:00（通常の業務を行う可能性がある時間帯）」の理由として、「通常の業務時間である」（28）、「時間的余裕を設ける」（19）、「通常業務後に確認できるようにするため」（7）などが挙げられている。また、「8:00～18:00（主に業務時間帯）」の理由として、「通常の就業時間」（6）、「電子入札の稼動時間であるため」（6）などが挙げられている。

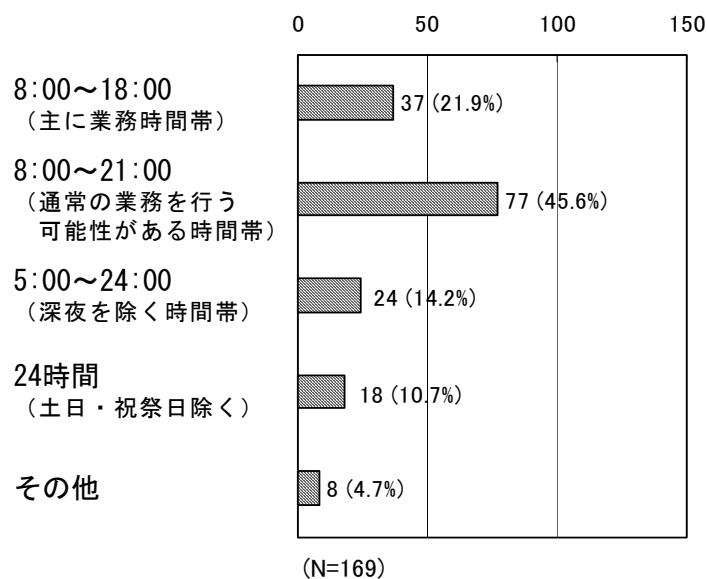


図 システムの利用時間

表 「8:00～21:00（通常の業務を行う可能性がある時間帯）」の主な理由

通常の業務時間である	28
時間的余裕を設ける	19
通常業務後に確認できるようにするため	7
利用が混み合うため	2

表 「8:00～18:00（主に業務時間帯）」の主な理由

通常の就業時間	6
電子入札の稼動時間であるため	6
トラブル対応ができるように	3

(4) 現金や有価証券等を選択した場合の手続の電子化（問 6）

入札保証や履行保証の手段として、建設会社が現金や有価証券等を選択した場合の手続（保管金取扱指定金融機関等からの証明書発行・提出）の電子化について、「希望する」（84）がやや多い。

「希望する」理由として、「事務処理の効率化、省力化」（27）、「電子化の推進」（11）などが挙げられている。一方、「希望しない」理由として、「利用が少ない（ない）」（35）、「事務手続きが煩雑」（5）などが挙げられている。

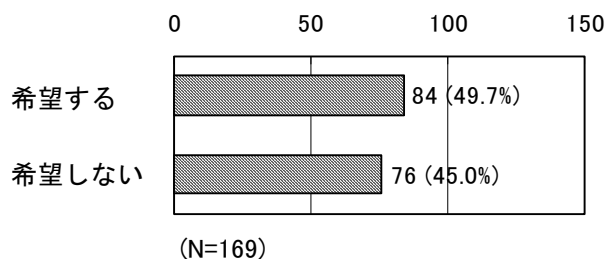


図 現金や有価証券等を選択した場合の手続の電子化

表 現金や有価証券等を選択した場合の手続の電子化を「希望する」主な理由

事務処理の効率化、省力化	27
電子化の推進	11
手続きの統一	9
紛失リスクの低減	6

表 「希望しない」主な理由

利用が少ない（ない）	35
事務手続きが煩雑	5
トラブル発生の懸念	3
セキュリティ	2

2.3.3 電子データの保存・活用について

(1) データの保存期間（問7）

a) データの保存期間

電子化した入札 Bonds・履行 Bonds のデータの保存期間について、「Bonds の保証・保険期間終了後」（84）が多い。

「Bonds の保証・保険期間終了後」の理由として、「文書管理規定による」（19）、「税務調査等への対応」（16）などが挙げられている。また、「Bonds の保証・保険金等の請求期限終了後」の理由についても、「文書管理規定による」（9）、「税務調査等への対応」（8）などが挙げられている。

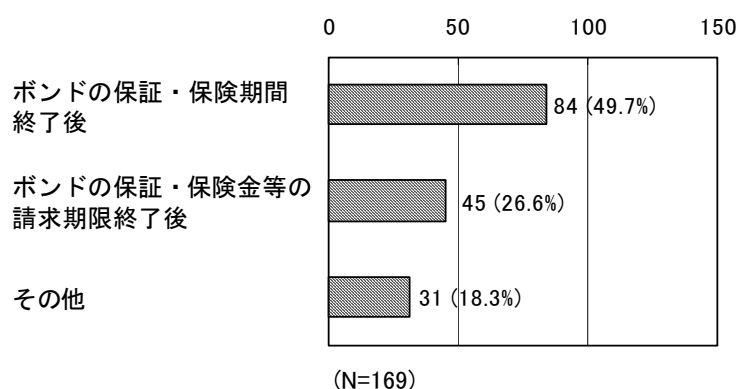


図 データの保存期間

表 「Bonds の保証・保険期間終了後」の主な理由

文書管理規定による	19
税務調査等への対応	16
瑕疵担保期間	3

表 「Bonds の保証・保険金等の請求期限終了後」の主な理由

文書管理規定	9
税務調査等への対応	8

b) 保存年数

さらに保存年数別にみると、「ボンドの保証・保険期間終了後 10 年以上」が最も多く、ついで「ボンドの保証・保険期間終了後 5 年以上」となっている。

「ボンドの保証・保険期間終了後 5 年以上」とそれより少ない保存年数の件数を合わせた『ボンドの保証・保険期間終了後 5 年間』は 46 件（全体の 27.2%）、同じく『ボンドの保証・保険期間終了後 10 年間』は 82 件（48.5%）となっている。

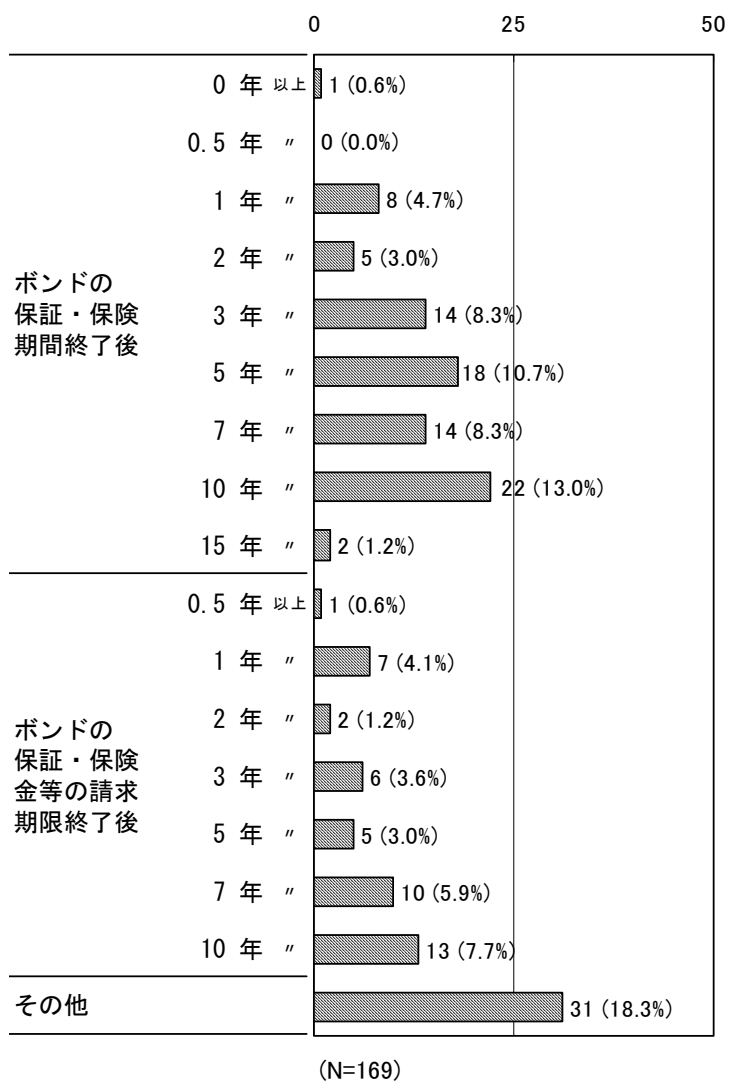


図 データの保存期間（保存年数別）

2.3.4 その他

(1) 入札ボンド・履行ボンドの電子化に関する意見等（問 8）

入札ボンド・履行ボンドの電子化について、主な意見として次のことが挙げられた。

a) 手続きの簡素化・統一（8 件）

- ・ 手続きを出来る限り簡易にして欲しいです。
- ・ 手続きの作業が簡単操作になるように希望します。
- ・ 事務手続きが簡素になるなら、ぜひ進めていただきたい。但し、保証機関による手続き方法に、ばらつきがないようにしていただきたい。
- ・ 当社では複数の保証機関を使用している為、電子化に対応出来る機関とそうでない機関が出て来る事が一番困りますので、どの機関でも対応出来る物にして欲しいと思います。

b) 電子化に伴うコスト・費用負担の軽減（6 件）

- ・ 第三者機関の認証機関を設け、共同利用型で電子化が進められると考えられるが、コストの増加、税金の投入等で関係箇所へ負担増とならぬ様、きちんと調査を行っていただきたい。
- ・ 電子化により保証機関にもメリットがあるのであれば、少しでも保証手数料を下げようご指導をお願い致します。
- ・ システムは簡便かつ低コストで入札ボンド・履行ボンドもすべて利用できるものにして欲しい。電子入札との関係もあり、現在保有している電子認証カードとパソコン等だけで利用出来るのが望ましい。
- ・ 電子化により手間が省けるのはいいのですが、電子化による登録や手続きの費用がどのくらい掛かるのか説明を頂きたい。

c) 電子化導入の情報提供（5 件）

- ・ 電子化に伴い社内統制や社内規程等が問題になってくると思います。事例等を提供して頂き、参考にしたいです。
- ・ ガイドライン、方向性を具体的に明示し、公的な説明会の開催を希望する。またコリンズのシステムとの連動や関係は、どの様になるのか、方向性を知りたい。
- ・ 運用開始前、少なくとも 1 年前には実運用の詳細説明会を実施して貰いたい。

d) システムの効率化（3 件）

- ・ 公告の段階で、申請するわけですから、瞬時の対応が必要になる。よって、「繋がりにくい状態」が発生する事のないようなシステムを求めます。
- ・ 作業中、ストレスを感じないシステムにしていただきたい。

e) **トラブルへの対応 (3件)**

- ・電子化されるのであれば PC トラブル等の際、入札できない等の不利益がなきようご配慮願います。
- ・電子入札システムでも、紙入札を認めているように、システムトラブル時の救済措置は必ず構築してもらいたい。

f) **ボンド電子化のメリットの確認 (3件)**

- ・ボンドに関し電子化の必要性は感じていない (契約も電子化されるのであれば別ですが)。
- ・電子化導入については幅広い普及を前提に発注者・引受機関・建設会社のメリット・デメリットの確認・評価を行い、三者共にデメリットを上回るメリットがあることを確認出来て初めて、実施していただきたい。

g) **ボンドの提出期限 (3件)**

- ・電子入札システムを利用したボンドの提出が望ましいと思うが、ボンドの提出期限や変更手続きなどより柔軟な対応をお願いしたい。
- ・入札ボンド提出時期を入札書提出時に統一してほしい (国交省は参加申請時となっている)。

h) **JVにおけるボンド制度 (3件)**

- ・JV の場合 JV 親のボンドを使用し、構成比率に関係なく 100%として算定されるが、シェア分とすべきと考える。
- ・単体工事と共同企業体工事では、銀行に保証を依頼する場合、提出する書類が異なるため、銀行が発注者に対してボンドを発行してもらえない可能性があるため検討が必要と思われます。